

議事録（平成 29 年度の業務執行体制に係る職員の勤務労働条件について）

【大阪市職員労働組合住吉区役所支部との団体交渉】

日時 平成 29 年 3 月 23 日 17 時 45 分から 18 時 04 分

場所 住吉区役所区長応接室

出席者 （所属）総務課長、総務課担当係長（支部）支部長代行、副支部長 3 名、書記長

（支部 1）

支部は、10月21日、所属に対し、「2017年度の適正な業務執行体制の確保」についての申し入れを行い、業務執行体制の改編に伴う職員の勤務労働条件の変更については交渉事項であるので、誠意を持って対応するよう求めるとともに、これまでの経過を踏まえた市民サービスや「仕事と人」の関係に基づいた次年度要員の確保についての考え方を明らかにするよう求めてきたところである。

以降、事務折衝等を通じて、協議を行ってきたところであるが、そうしたことを踏まえ、本日については、次年度の適正な業務執行体制の確保にかかわる所属の回答を求める。

（所属 1）

平成 29 年度の適正な業務執行体制の確保にかかる課題については、10月21日に申し入れを受けて以降、事務折衝などにおいて協議を行ってきたところである。

業務執行体制の構築にかかる課題についてはこれまでも増して厳しい状況のもと、組織全体として、業務執行の一層の効率化が欠かせないことから、所属として、これまで以上に事務の簡素化による見直し・再任用化等の多様な手法の活用を徹底することにより、真に必要な市民サービスの低下をきたさず、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築しなければならないと考えている。

については、事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対する業務執行体制の改編などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行うものであるが、それに伴う職員の勤務労働条件については交渉事項であるので誠意をもって対応してまいりたい。ただいまより、平成 29 年度の業務執行体制にかかる所属の考え方を申し上げるのでよろしくお願いしたい。

先ほども申し上げたとおり、業務執行体制の構築にかかわっては非常に厳しい状況のもと、組織全体として、業務執行の一層の効率化が欠かせない中、当区としても真に必要なサービスの低下をきたさず、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築していく必要が生じており、機構改革による体制整備やポストの再配置、各担当における業務量の精査を行い、必要な人員の配置を行っていく必要があると考えている。

また、新規事業や新年度の業務執行にあたっては、事務事業の精査を行ったうえで必要な人員を配置し勤務労働条件に支障をきたさないよう業務執行体制を構築してまいり所存である。

生活保護実施体制については、この間業務内容や業務量に合わせた配置を関係所属にも確認しながら行ってきており、平成 29 年度においても引き続き関係所属に確認した配置を行って参りたい。「4 条任期付職員」にかかわる業務の重要性は認識しており、所属単独での対応は困難ではあるが、関係所属に対応を求めながら現場実態を踏まえた丁寧な対応を行ってまいりたい。

保健福祉業務に関わっては、この間業務量積算方式で体制を確立した経過を持っている。平成 29 年度においても、臨時福祉給付金業務が予定されているものの、業務量を精査したうえで必要な人員を配置してまいりたい。

再任用の課題については、再任用職員も現役職員と同様に本格的業務に従事することにより、組織力の向上・職場の活性化に繋がるものとして、十分な労働環境の整備に努めてまいりたい。

当区における現時点での新たな委託化や事業内容の変更の検討は行っていないが、各検討を行う際には、スリムで効率的な業務執行体制をめざしてまいりたいと考えている。

以上、申し入れ事項についての回答となるが、平成29年度の業務執行体制の構築にかかわっては、その施策の企画・立案とそれに対する業務執行体制の改編などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行うものであり、それに伴う職員の勤務労働条件に変更は生じないと考えているが、今後職員の勤務労働条件に変更が生じた場合には、交渉事項であるので誠意をもって対応してまいりたいのでよろしくお願い申し上げます。

## (支部2)

ただいま、所属から、来年度に向けた「業務執行体制の確保」に向けた考え方が示されたが、何点か指摘しておきたい。

市民局所管の人件費の区への移管については2017年度から実施されることになったが、予算編成や決算など現場の事務作業に大きく影響を及ぼすものであり所属の責任ある対応を求めておきたい。

また、待機児童解消に向けた新たな対策について、昨年末の市長の表明以降、「区役所庁舎内での保育施設の設置」や「区内の市有財産の優先活用」に向けた調査・検証が進められている。これらについては、庁舎管理上の問題や職場環境の変化、それらに伴う区役所職員の勤務労働条件の変更など、現場に大きな影響を及ぼすものであることから所属の丁寧かつ責任ある対応を求めておく。

マイナンバーに関わるカード発行業務について、本年2月から業務委託されているがその全てが委託されたわけではなく依然直営でしなければならない業務も残っている。4月から9月まで臨任配置2名がされるということであるが、10月以降の取り扱いも含め、適切な業務執行体制となるよう所属の丁寧な対応を求めておきたい。

区役所における職員の適正配置について、現在、区長会や関係局において検討が進められていると聞き及んでいる。仮に区役所職員総数が変わらない中での適正配置は、区役所「間」での「要員数の綱引き」といった状況を招くこととなり、現場混乱をきたす恐れがあると言わざるを得ない。本来の要員配置の考え方としては、あるべき「仕事と人の関係」について緻密な検証を積み上げ、「必要な市民サービス」に的確に対応した業務執行体制を構築するものである。いずれにしろ、適正配置の課題については結果次第では区役所の業務執行体制に大きな影響を及ぼすものであることから、時期を逸さない適宜の情報提供など所属の丁寧な対応を求めるものである。

メンタルヘルスの課題であるが、メンタル不調発生率の高い職場は、民間では優良な組織とは言えないものと認識しており、公務職場も例外ではないと考える。良質な公共サービスの担い手は人であり、安全衛生委員会等を通じた実効性のある取り組みを模索するのはもちろんのこと「働く人」を大切に作る職場風土づくりに向けた所属の責任ある対応を強く求めておく。

以上、各課題にかかる支部の考え方を述べたが所属の現時点での考え方を示されたい。

## (所属2)

ただいま支部より数点について来年度の業務執行体制について指摘を受けたところである。

まず、市民局所管の人件費の区への移管については、予算の移管に伴い予算編成や決算などの事務において大幅な業務量の増加が想定されることから、当区においては、区全体の人員配置を精査し、当業務を行う総務課に係員1名を配置することとしている。

次に、待機児童解消に向けた取組みについて、区役所庁舎内の保育施設の設置にあたっては、保育施設の機能が有効に発揮できることはもとより、区役所業務に支障をきたさないことを前提に、現在のところ区役所1階のもと水道局サービスステーション跡を検討している。

マイナンバーに関する業務については、臨時的任用職員が4月から2名削減され、10月からさらに2名削減される予定であるが、所属としては要員の必要性を認識しており、関係所属に体制整備を要望してまいりたい。

区役所における職員の適正配置については、先ほども申しあげたが、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築していく必要が生じており、機構改革による体制整備やポストの再配置、各担当における業務量の精査を行い、必要な人員の配置を行っていく必要があると考えている。

最後に、職員のメンタルヘルスに関わる問題については、管理職を含め風通しの良い職場づくりをめざし所属として責任をもって対応してまいりたい。

以上、数点についてご指摘いただいた内容について回答申し上げます。

いずれにしても、「経営形態の変更」や「事業の統合」等、事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対応する業務執行体制の改編などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行い、それに伴う職員の勤務労働条件の変更については、交渉事項として誠意をもって対応させていただきたいと考えているのでよろしくお願ひしたい。

### (支部3)

現時点での所属の考え方が示された。

この間、要員課題については、労働組合にとって厳しい内容であっても「仕事と人」の関係整理を基本に、真摯な労使交渉・協議を通じ事務事業の見直しも含めて労使決着を行ってきたところである。従って「事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対応する業務執行体制の改編については、管理運営事項であり交渉事項ではない」としている所属の姿勢については、我々として納得出来るものではない。

そのうえで、本日の所属回答は、単に執行体制構築にかかる「結果」について述べられたのみであり「適切な仕事と人の関係を精緻に検証・検討し、必要な要員を配置」するために支部・所属で判断に至る十分な情報提供や協議が行われたとは言い難い。繰り返すが、現場における業務執行をスムーズに進めるためには、労使による十分な意思疎通が前提である。また、職場における業務の遂行は、超過勤務の増加や、サービス超勤の上に成り立たせるものでは当然になく、所属として責任ある対応を求めるとともに、支部としても引き続き職員の勤務実態について検証を進めていくこととする。

いずれにしても2017年度要員問題については、引き続き取り組む課題があるものと認識しており、年度当初の勤務労働条件に比べて影響を与える事態が生じた場合は、我々の指摘に対して誠意をもって対応することを強く要請し、本日の交渉を終えることとする。